第１８回　国立市男女平等推進市民委員会

１．日時　　令和６年（２０２４年）１月１５日（月）午後５時～７時
２．場所　　国立市役所　第１・第２会議室
３．出席者
　　委員　８名　　太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、齋藤真希委員、齋藤美帆委員、巣内委員、山下委員、吉川委員
　　事務局　６名　（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任）

【太田委員長】　年が明けて１回目の委員会ということで、本年もよろしくお願いいたします。計画案もほぼでき上がり、この時間でほぼ完成させるという段階にきています。最後の仕上げですので、細かいところまでお気づきのところがあればご指摘いただければと思います。事務局から配付資料の確認をお願いします。

（配付資料確認）

【太田委員長】　最初に前回修正したところについて確認して、後半は全体について確認するという予定です。事務局から、前回からの修正箇所について説明をお願いします。
【事務局】　第１章の部分について素案から修正した部分をご説明します。２ページ、４ページ、５ページは、細かい文言の修正を入れています。７ページの指標で、１つ目の「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」という考えに否定的な人の割合は、前回のご意見をそのまま反映しています。
　課題２については、仕事、防災、健康の３つの領域に関わっているので、それぞれの領域にそれぞれ指標が１つ以上あるといいというご意見を前回いただきました。事務局の案として、避難所参集職員のうち女性の割合を入れています。避難所参集職員は避難所である各学校に概ね４人ずついるのですが、４人のうち１人以上は女性職員を配置していて、全体としてならすと２８．６％です。こちらを少しでも上げていこうというところを盛り込んでいます。健康分野の指標は、事務局案としてセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの用語の認知度を盛り込んでいますので、ご意見を頂ければと思います。下の注意書きは、前回ご意見いただいたところを反映しています。
　指標については、ジェンダー平等に関する市民意識調査などの項目を載せていますが、市政全般に関する意識調査を毎年実施していまして、そちらでは例えば「女性が意思決定過程に参画していると思うか」、「女性の視点が市政に反映されていると思うか」、「男性が家事・育児に参加していると思うか」といった設問もあり、そちらを盛り込むことも考えられます。ただ、「女性の視点が市政に反映されていると思うか」については、「分からない」の回答が６～７割なので、指標に用いることは難しいかもしれません。
　健康分野については、同じく毎年の市民意識調査で、「自分が健康だと認識しているか」という設問もあり、そういったものを入れてもいいかとは思いますが、一旦この案で盛り込んでいます。他に健康分野では、乳がん検診の受診率は現在の計画でも指標に盛り込んでいます。今は各課題１つ以上として指標を設けていますが、もう少し増やすということであれば、例えば市の男性職員の育休取得率や、パラソルの講座の参加者数や相談件数なども盛り込めるかと思いますので、後ほどご議論いただければと思います。
　目標の数値については、具体的に決まっている課題６以外は、数値を設定するのがなかなか難しい

というところで、増加・減少という書きぶりにしています。このままでいいか、具体的な数値を入れたほうがいいか、ご議論いただければと思います。

８ページの計画の体系では、施策（７）、（８）、（１０）、（１１）と、主な取組㊱、㊲について、文言の若干の修正を入れています。

【齋藤真希委員】　目標の数値ですが、置けるものは置いたほうがいいのではないかと思います。ただ、具体的にどう置くのかはすごく難しいです。避難所参集職員の女性の割合は現在２８．６％ですが、３０％ぐらいにした方がいいだろうなと。でも５年後の目標にしては低い気もします。他の自治体の情報があると判断しやすいかなと。私は先日防災士の試験を受けてきて、簡単なので皆取ったらいいと思うのですが、受けている方のうち女性は２０％ぐらいでした。３０％ぐらいいるといいなと思ったので、避難所参集職員も３０％と置くといいと思います。他の指標も置けるものは置きたいというのが私の意見です。

【太田委員長】　目標の数値を具体的にどうするか、根拠が難しいところもあります。漠然と増加・減少というよりは、具体的に数値目標があった方がいいとは思うのですが。他市の状況を踏まえてとするのか、周りは見ずに国立市らしさみたいなところで大胆な数値を置くのか。委員会としての案が最終的に市で採用されるかどうか分かりませんので、少し大胆な数値目標を掲げるということでもいいかなと思います。ただ、今から他市の状況を調べるとなると、時間的な制約があります。これまでの計画では課題ごとに細かい数値目標が中間と最終で立てられています。増加・減少というアバウトな書き方はあまり前例がないのでしょうか。そうなると、そこが国立市らしさということでもいいのかもしれないです。どこまでも増加できるなら目指すという方向目標になるわけなので。

【事務局】　具体的な数値目標を置いている自治体が多いと思いますが、このように増加・減少としている自治体もあります。避難参集職員について他市のまとまった情報はないと思います。３５ページの一番上の表をご覧いただくと、市職員の女性割合が載っていて、全職員では約４０％で、保育士を除いた事務職・技術職では約３４％です。災害があったときにすぐ駆けつけられるという家庭の事情などもあると思うのですが、市内や近隣市に住んでいる職員からピックアップしていくので、こちらの数字が参考になるかと思います。

【遠藤委員】　会計年度任用職員も含めて参集するのでしょうか。

【事務局】　避難所参集職員はすべて正職員です。

【遠藤委員】　女性の職員は会計年度任用職員がとても多いので、女性正職員を増やさないとこの割合は上がらないのではないかと思います。会計年度任用職員だから参集しなくていいということもなく、自主的に来てくださる方もいるかもしれないですが。行政として目標値を設定するには根拠が必要で、母数が少ないのに割合を上げるのはかなり厳しいのかなと。そういう意味で２８.６％というのは、いいほうかなという感じがしなくはないです。

【太田委員長】　今は４人に１人以上となっていて、本当は半々であって欲しいところですが、それを目標に掲げると職員の方々、特に女性職員の方に負担を強いることになるので、難しいですね。

【齋藤真希委員】　３０％ぐらいをずっと維持して欲しいという気持ちです。防災士が２０％ぐらいだとすると、２８．６％は決して低い数字ではなく素晴らしいと思うので、点ではなくて線で見て３０％とするような置き方だと、割と現実的で意味があると思いました。

【太田委員長】　ひとまず３０％と置いてみるという形でしょうか。３５ページのデータを見ると、市職員における女性の割合は、新しく採用された方の中ではかなり増えているので、この先５年間で

もっと増えていく可能性はあるわけですよね。それに見合った数値目標が立てられるようになるかもしれず、今は３０％が限度だけれども５年後には４０％を目指すことが現実的になるかもしれず、３０％にすると後で少し物足りなさを感じるかもしれないですね。
【齋藤真希委員】　数値目標は５年間そのままで見直したりしないものなのですか。
【太田委員長】　一旦計画として立てる数値には、それなりの縛りがあるのかなという気はします。
【齋藤美帆委員】　３０％を超えたら４０％とか５０％としていくものなのか、３０％を維持するのか、国立市としていろいろな目標値を設定していると思うのですが、どうしているのでしょうか。国のデータを見ると３０％という数字は結構スタンダードなのかなと。管理職の目標値も３０％なので、３０％という数値はこだわった方がいいのかなと思います。
【太田委員長】　第５次の計画を見ると、４年ごとに目標を設定しています。そういうのもありかなとは思います。増加という曖昧な書き方にしておいて、その時々で目指せる最善の数値を目指すというのもありかと思いますし、３０％としておいて、４０％ぐらいまで見込めるときにはそれを達成できたら高く評価するということでもいいのかなと思います。
　他の指標もそれぞれ、増加・減少という書き方を残すのか、１つ１つ指標を検討するのか。これをやり始めると時間がかかりそうな気がしますが。計画ですので、提出する以上は数字に根拠が必要だろうと思います。国や他の自治体がこうだからという理由もありだと思いますが、確認の作業が必要になってくるかと。
【本田貴子副委員長】　目標の数値と書いてあるので増加・減少というのに少し違和感があります。一般企業の資料であれば具体的な数値が入るものだと思います。避難所参集職員は総数で何人でしょうか。１人足すことで達成するのであれば、３０％はすごく簡単な目標ではないかなと思います。
【事務局】　全体で４０数人のうち十数人が女性で、１人増えれば３０％以上になります。
【本田貴子副委員長】　そうすると簡単に達成できる数値のような気がするので、もう少し上げておいてもいいような気もします。
【太田委員長】　パーセンテージで示すと、すべての避難所の職員でならされてしまいますが、実態としては各避難所に女性の職員が１人いるのか２人いるのかという違いで、やはり２人はいて欲しいというところですが、数値にすると５０％になってしまいます。それが達成されないと目標到達できなかったという評価になってしまいます。４０％でいいのかというと２人配置するのを端からから諦めていることにもなりかねず、難しいところだと思います。
【吉川委員】　審議委員のうちの女性の割合を４０％に設定しているので、４０％という数値がいいのではないかと思います。いろいろと考えてこの委員会で４０％と編み出したわけで、同じ理屈が通じるのではないかと。
【山下委員】　避難所に女性職員が多くなるということはどういうことだろうと考えています。防災会議などだと、女性の視点で必要な配慮について平時に議論できるのですが、災害が発生して混乱状態の中で、女性職員はケア的なことをやり、運営や本部との連絡は男性や地位が高い人がやるということだと、そうではないのではないかとか。避難所運営での女性の視点について内閣府でどういったことを言っているかを見てみると、熊本震災のときは女性職員が育児などで参集できなかったので、どうしようというところを議論していたりします。避難所の運営は行政というよりも地域住民が主体的に運営するのだとすると、職員ももちろん大事ですが地域住民の中で女性の視点を生かして運営するということができるかどうか。突然の大混乱の中できちんとそこを含み込めるかということが、本

来目指すところだろうなと。
ひとまず指標として入れつつ、３０％なのか４０％なのか増加とするのか。割合が増えた結果どうなのかの検証は、５年間で震災が起きなければしづらいですよね。他の災害が起きたときの避難所運営がどうだったのかを議論しながら、５年後はこの項目でない方に行くかもしれないし、パーセンテージをこうしようとなるかもしれないし、将来の課題として入れておいて、また議論するというのもありかなと思いました。
【太田委員長】　現状の数値を出して何を目標に掲げるかという形で、この７ページは作っているわけなので、何かしら数字を持ってくるということが、いい面もあればそうでない面もあるかもしれませんけれども、一応ここではやろうということになっていたかと思います。
【遠藤委員】　最近いろいろな自治体の男女共同参画センターが、民間の女性防災組織の育成をすごく頑張っています。何かあったときには女性が集まって支援に入ると。民間の防災組織みたいなのがあって官民で協働した防災ができるなら、３０％でも機能すると思います。行政が全部賄うのなら、人口比に見合う割合でもいいと思いますが、全部を職員が賄えるわけではないので、女性が主体的に関わっていく民間組織を作るということも今後視野に入れていければ、この数字でもそれほど低くはないかなと。
神戸にウィメンズネット・こうべという大きな女性団体があるのですが、そこは阪神大震災をきっかけに、避難所でＤＶや虐待がすごく多くて、女性の視点での支援が必要だということで作られました。防災だけでなくて女性問題を全般的に取り扱って、いろいろな支援をしている立派な団体です。避難所はいろいろな問題が象徴的に表れるので、防災をきっかけにして女性が暮らしやすいまちづくりに参加していくというのは幾らでもできます。行政だけがやるのではなく民間でも育成していくみたいなことを、今後の計画の中で考えていくというのも１つかなと思います。
【太田委員長】　今の点も山下委員のご意見と合わせて、１７ページに何かしら書き込みたいところですので、後ほど整理させていただければと思います。ひとまず、この増加とか減少となっているところ１つ１つに数字を当てはめていくか、方針を決めたいのですがいかがでしょうか。１つ１つやるとなると、今のような話を全部やることになると思います。
【齋藤美帆委員】　あった方がいいのですよね。
【太田委員長】　ただ、この委員会でよかれと思って出した数字が市の実態と見合っていないとか、年度ごとに変わっていく状況に対応しづらくなることもあると思うので。
【齋藤美帆委員】　目標の数値というより理想的な数値と置き換えるのは曖昧過ぎですかね。
【太田委員長】　目標が達成できたかの評価に関わるところになるのですよね。
【齋藤美帆委員】　そう近づく努力をしていたかどうかを評価するというのは難しいですかね。
【太田委員長】　そこをうまく組み込むとなると今のような書き方になるのだろうと思うのです。この項目だけは数値目標があったほうがいいという絞り方をするのもありかと思います。避難所参集職員の割合が、他に比べて数値化の優先度が高いというわけでもないとは思いますが。数値を入れるのか入れないのか、入れるとしたら全部入れるのか絞るのか。
【遠藤委員】　課題６に数値が４０％、３０％と入っているのは、定数があって実際に数えられるからなのですよね。他は数えようがないというか、根拠になる数字がなかなか出せないということですよね。増加・減少とあるのは、一見違和感はあるのですが、ある意味正直なのかなと感じます。
【太田委員長】　柔軟に対応できるというメリットがありますよね。

【遠藤委員】　これでいいのかなという気はします。事務局としてこの作業をやろうとしたらどうなのか聞かせていただいた方が早いかもしれないです。

【事務局】　第５次計画でもおそらく、根拠立てて目標値を設定したというよりは、切りよく何%というところで上げたと思います。それと同じレベルで、切りのいい数字で合わせるということは考えられると思います。数値の根拠を突き詰めるのは難しい作業かと思います。

【山下委員】　審議会の委員の女性割合はかなり議論して数字を固めていますが、他は理想がこうだからとか区切りのいいところとすると、議論して設定したところとそうでないところで、議論を聞いていない人からすると同じに見えてしまうかなと。

もう１つ、ゆっくり変わっていくものと、国立市が頑張ればある程度いけるという話が、混在していると思います。例えば１番の否定的な人の割合は理想で言えば１００%ですが、国立市の努力だけでなく社会とかいろいろなことで変わっていくことなので、ドラスティックにはいかないかなと。でもセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツが６．１%しかないですが、ＬＧＢＴもつい１０年前は知らない人が多かったなか、社会変化でぐっと上がったりもしました。

国立市の努力だけで決まらないけれど上げていきたいというものは、数字を立てずにゆっくりと。パラソルの認知度とか、国立市が頑張れば上がるかもしれないところは数字を立てようかとか。数値目標にして評価の対象となると、担当者の方は頑張らないといけないと思ってしまうのだとすると、メリハリを付けてもいいのではないかと。概ね増加・減少のままで、国立市独自のものは数字を立てたらいかがでしょうか。

【太田委員長】　パラソルの認知度は具体的に入れてもいいのではないか、それ以外は増加・減少のままでというご提案だと思いますが、認知度は何%にしましょうか。

【齋藤真希委員】　山下委員のおっしゃる通りだと思います。市民の意識は市民のものなので、もちろんやるけれど、変わるかどうか分からないと思うと、１つ目や２つ目はこのままで良くて、避難所参集職員は市が決めることなので、数字を置いてもいいかなと思います。パラソルの認知度も、すばらしい施設なのでもう少し知って欲しいとすると、数値を置きたいです。

【太田委員長】　避難所参集職員については数値を入れた方がいいと。３０%か４０%かですが、吉川委員がおっしゃったように審議会委員の４０%を踏まえて４０%でいかがでしょうか。３０%だと少し物足りないかもしれないですね。事務局の方でご懸念の点などありますでしょうか。

【事務局】　避難所参集職員として割り当てることのできる女性職員がどれぐらいいるのか、今のご意見を前提に防災部局と整理させていただければと思います。

【太田委員長】　４０%と立てたことで特定の職員に無理を強いることになってもいけないです。ただ、この指標について数値目標を入れるということは、委員会の総意として確認させていただいて、具体的な数字は調整次第とさせていただければと思います。

パラソルの認知度についてですが、認知度を上げると言ってもいろいろな上がり方がありまして、あまり考えたくないですが、よろしくない噂が立つみたいな形での認知度の上がり方というのもありますので、一概に認知度が高ければいいということでもないのかなという気もしつつ、１０%はあまりにも低いので、目標としては１００%と書きたいところですが、いかがでしょうか。

【齋藤真希委員】　気持ちとしては２０%とかにしたいなと。私もよく見に行くのですが、写真に撮って会社の人に自慢しているぐらい展示がすばらしいので、２０%ぐらいは書いてもいいかなという思いがあります。すごくふんわりした理由ですが。

【吉川委員】　１０％というと７０００人少しですよね。２０％にするとさらに７０００人に新規で知ってもらおうという取組で、どこにどう掲示して何をしたらいいのか、そのボリューム感のイメージがつかないです。体感としては本当に１０％なのかなとも思います。業務の中で触れ合ってお話をして、相談の件数もパンパンということを考えると、市外からの認知度もありますが、市民アンケートはランダムに配られるわけなので、知らない人のところに届けば１０％だよねというのもあり、何千人に知ってもらおうということで人数からパーセンテージを出したらいいのかなと思います。

【巣内委員】　休みの日にパラソルに行くと、中学生や高校生が空いているスペースで勉強しています。私の子どもが通っている小学校でも、時折パラソルのパンフレットみたいなものが配られる気がします。市民意識調査では１９歳以下の回答率が低いですが、子どもたちは知っているのではないかなと。勉強する場所がなくてあそこを使っていて、掲示物も勉強している横にたくさんあるので、勉強目的で来たときに展示も見ているのではないかと。

【太田委員長】　若い人に知られている可能性は高いですよね。出前授業もたくさんしていますし。市民意識調査の聞き方も少し工夫をすれば、数値が上がるかもしれません。男女平等参画ステーションを知っていますかと聞くと、何だそれとなったとしても、駅の近くのこの展示コーナーを見たことありますかとかであれば、あるという人は多いかもしれません。逆に国立駅を使わない国立市民の方もたくさんいらっしゃるので、そちら側にどうアプローチするかというところもあります。

【巣内委員】　旧国立駅舎でも展示をやっていますよね。

【吉川委員】　期間限定で出していることはあります

【巣内委員】　市内に行動範囲が限られている若い人などだと、結構見えるところにあるのではないかなと。谷保駅などはあまりそういったスペースがないですが、何かあると見られるかなと。

【太田委員長】　１０％というのは実際より低いのかもしれず、今の相談件数や混み具合を考えると１０％でも多いと考えたほうがいいのかもしれず、難しいところですよね。知らないと回答したけどよく考えたら知っていたみたいな人が潜在的にいると考えると、あまり数値に意味はないのかもしれません。ここも増加としておきますか。委員会案としてはこの状態で出しておいて、市の方で最終的に確定させるときに、様々調整のうえで数値が書き込まれることはあると思います。

第１章について他はよろしいでしょうか。では第２章の修正部分について説明をお願いします。

【事務局】　１１ページから始まる主な取組の「関連事項」は、もともと「関連事業」としていましたが、事業でないものもありますので、「関連事項」と変更しています。

主な取組①には「生命の安全教育」と入れています。前回の総務文教委員会での質問にもありましたが、性犯罪・性暴力対策の教育のことを生命の安全教育と言っていますので、より明確化するように修正しています。

１３ページのM字カーブのグラフは、誤って２０００年を平成２２年としていたのを、平成１２年に修正しています。

１５ページの健康分野の一段落目も若干表現の修正をしています。

２０ページのＤＶ防止の加害者プログラムについては、もともと加害者更生プログラムという表現でしたが、都の表現に合わせて修正しています。

２５ページの母子家庭と父子家庭の年収比較表ですが、最新のデータに更新しています。

２６ページの「女性のための法律相談」について、女性が女性弁護士に相談できる法律相談をずっとやっていたのですが、パラソルでも法律相談ができて、そちらは性別に関係なく受けているという

ところと、性別関係なく受けられる法律相談に比べて利用率が低いというところもあり、来年度から「女性のための法律相談」がなくなりますので、それに合わせて修正しています。代わりに市民相談という言い方で、弁護士や人権擁護委員などいろいろな専門家への相談を入れています。

３７ページの「女性ならではの感性」のコラムは、前回のご意見を踏まえて修正しています。

４１ページのマッチングプロジェクトのコラムも若干文言の修正をしています。

４６ページと４７ページの参考資料の年表も、詳しく付け加える形で修正しています。

以上が事務局としての一旦の修正案です。

前回、子どもの人権オンブズマンについて盛り込めないかというご意見をいただきました。国立市のオンブズマンは、子どもの人権について何でも相談を受けるという位置付けで、オンブズマン通信を定期的に発行したり、人権や子どもの権利に関する出張事業をしたりしています。ジェンダーに関する出張授業などはしておらず、性に関すること相談も当然受ける体制ではあるのですが、それに関する相談は今のところないようです。

計画に文言をどう入れられるか検討したのですが、１１ページの学校教育の推進のところに入れるとすると教育という観点から少しずれてしまい、２６ページの困難女性等支援の主な取組㉑相談支援体制に入れるとすると、年代的に少し馴染みにくいということで、計画には盛り込めていません。ただ、オンブズマンとは全体に関する部分で今後連携していきたいと考えています。

事業者への取組を具体的に入れられないかというご意見もいただきました。他市についてもほとんど進んでいないようで、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度をやっている市が少しあるぐらいです。市としても市内事業者をすべて把握しているわけではなく、網羅的に啓発するのが難しいところで、今のところ盛り込めていません。こちらもご意見いただければと思います。

【齋藤真希委員】　オンブズマンは確かにそうですね。いじめなどがあったときに相談してねというものが配られていて、ジェンダーのことで悩んでいる子は相談に行かないような感じがします。受け皿であるのであれば、この中に入れるかどうかは置いておいて、そういった内容もオンブズマンの皆さんにお話しいただくといいと思いました。

事業者については、網羅的に把握するというのを市でやるのは困難だし無理だろうと思っているので、マッチングプロジェクトのときのような連携事業者に対して、何かしらガイドラインなど求めるものを提示できるのであれば、いいのではないかと思います。あるものを使って事業者に働きかけていくようなことであれば無理がなく、意味があると思いました。

【太田委員長】　例えば４１ページにマッチングプロジェクトのコラムがありますが、その答申を出した際にも、委託する事業者に市の方針をきちんと説明して賛同していただくという手続きが、必要なのではないかということを盛り込んでいます。この計画にそこを盛り込むのは少し難しいかもしれませんが、その際に意見を出したということが分かるような文章を加えると、目に留まる機会が増えるような気がします。文案については後ほど事務局と相談したいと思います。そこで事業者への啓発に関わることが少し盛り込めるかなというところでしょうか。

１１ページと２１ページに生命の安全教育が加えられています。これは国が性犯罪・性暴力対策の教育をこのような言葉で呼んでいるので、致し方ないところはあると思うのですが、個人的にはこの呼び方には違和感があります。「生命の安全」はすごく幅広いことを指す言葉だと思うのですが、「性犯罪・性暴力対策の教育」ではなぜいけないのかと。前回までの書き方でよかったのではないかなと。ただ、国や他の自治体でもこの名称を使い始めていますので、「性犯罪・性暴力対策の教育

（生命の安全教育）」というような書き方の方が、しっくりくるような気がします。
【巣内委員】　私もそう思います。生命の教育というと、例えば出産に関して、「赤ちゃんを産んですばらしい」みたいな、性イデオロギーに根づいたようなイメージがあります。性犯罪・性暴力に関する教育は重要だと思いますので、そちらの方を前にした方が、市民の方や若い世代に伝わりやすいかなと思います。
【太田委員長】　ただ、市が作る計画ですので、言葉の使い方というのが、我々の違和感とかいったもので決められるものではないとは思いながら。
【齋藤美帆委員】　安全教育を性犯罪・性暴力に限定しているのがそもそも違和感で、「性犯罪・性暴力（生命の安全教育）」というのも、うーん。安全教育がいっぱいある中の１つが性犯罪ですねという市民感覚は大事にしたほうがいいのかなと思います。生命の安全教育にしてしまうと、交通安全などにも関わるものだと誤解を受けると思うので。
【太田委員長】　この表現がこの意味で流通して定着してしまうことが怖いなと思っています。
【遠藤委員】　逆に考えられる可能性もあって、性犯罪や性暴力を受けて妊娠しても、赤ちゃんの生命が違うから頑張って産みなさいというように捉えられかねない。実際に、うちに相談にみえる方で知的障害のある方なんかは、強姦に近い形で妊娠させられたけど、産まないといけないと言って、育てられるか分からないのに、生命が大事みたいにどこで刷り込まれたか分からないけれども、そういう選択しかないと思い込んで、かえって母体の生命も危険になる場合もあります。むしろ性犯罪や性暴力対策は人権教育なのだと、生命の教育というよりも女性の子どもの人権を大切にしましょうということなのであって、「生命」と括るのはいかがなものかという気はします。
【山下委員】　国立市の計画で国立市が行っている事業が書いてあって、市独自の取組が並んでいる中でピンポイントに文部科学省のネーミングがあることも違和感があり、タイトルの本質的なところでも違和感があるのだとすると、ここだけ文部科学省のタイトルに合わせなくてもいいのではないかなと。国立市としては性犯罪や性暴力について子どもたちに啓発に取り組みますというメッセージで出せばいいのではないかと思いました。
【太田委員長】　ここは性犯罪・性暴力に限定する必要も実はあまりなくて、包括的性教育の概念に含まれていることでもありますし、性的自己決定権の話でもありますし、誰からも強制されないというようなことも含んでいますので、そこも含めて表記の仕方を検討できればと思います。包括的性教育については後ほど事務局から補足いただけると思うので、後に回したいと思います。
【齋藤真希委員】　太田委員長のおっしゃる通り、後ろに持ってきていわゆる生命の安全教育といった感じがバランス的にはいいかなと思いました。文部科学省の生命の安全教育について今見たら、性的同意の話も書いていて割といいこと言っているという気持ちになったので、それでいいかなと思いました。今は若年層に対する啓発の話ですが、大人に対しては何か入っていたでしょうか。
【太田委員長】　若年層以外については、施策（２）の方ですかね。健康分野やＤＶについては、１５ページ、１８ページ、１９ページ、２１ページの辺りに関わるかと思います。
【齋藤真希委員】　性犯罪するなといったことは当たり前すぎて書いてないということでいいのですよね。やらかす側に関しての啓発はどこかにあるのだっけと。
【太田委員長】　暴力防止についてはＤＶに関わる課題３が全般的に関わっていますかね。
【齋藤真希委員】　被害を受ける側ばかりに啓発となると、いつももやっとするので、そこが入っていればいいなと思いました。

【太田委員長】　あるとしたら２０ページの加害者プログラムに関わることくらいかなと。
【山下委員】　加害者プログラムは、実際にＤＶを起こした加害者を更生させることなのだけど、それを予防するための啓発という趣旨かなと思います。
【太田委員長】　そうすると１２ページの「性暴力やハラスメントの防止など」の部分ですかね。
【事務局】　ＤＶに関しては２１ページのリード文に、「被害者にも加害者にもならないように啓発を進める」と入れているのと、主な取組⑬に「自身の加害に気づくきっかけにするための啓発」と入れています。実際の啓発の中でも、こういうことがＤＶですという説明をしていて、被害者の方がＤＶに気づくきっかけにもなりますし、その加害性に気づくきっかけにもなると考えています。
【太田委員長】　もう少しはっきり書いた方がいいかもしれないですね。
【齋藤真希委員】　入っているとは思うのですが、メッセージとして受け取りにくいかなと。
【太田委員長】　生命の安全教育はそういうカテゴリーとして学校教育の中に入っているので、そこは分かりやすいかもしれないですが、一般的なジェンダーに関する意識啓発の中に入れるか、ＤＶ対策に入れるかしかないですね。
【遠藤委員】　ＤＶは加害者も学習していて、寸止めとか脅すとかで、殺すということほとんどないです。昔は殴る蹴るとかちゃぶ台をひっくり返すとか暴力的でしたが、最近はほとんどなく、精神的ＤＶとか経済的ＤＶとか性的ＤＶとか見えないところで殴るとか、被害者が訴えられないようなやり方をします。だから精神疾患の人がすごく多くて、生命よりも精神疾患の予防の方が大変です。
　生命と言ったときに若い人は特にそうですが、すぐに「死にたい死にたい」と。何のために生きているか分からない。今の社会の中で希望もないし何をやっても報われない中で、死んだ方が楽だと皆すぐ言いたがって、リストカットしたりオーバードーズしたりというのがすごく多いです。
　本当に生命の安全教育をするというのなら、こんなレベルではなくて、若年層も大人も含めて、生きる意欲というかエンパワーメントするみたいなところを考えないと、簡単な話ではなくなっているなと。こう書かれてしまうと、「生命は大事だから子どもを産みましょう」みたいな形にどうしても取れて、現実離れしているという印象がすごく強くて、この生命という言葉は、あまり使いたくないなと。生命の教育と言うのだったら、大転換しないといけないと思います。
　教育の場で生命を語るのなら全面展開して欲しいと思うし、その人が抱えている心の悩みから深いところから、いろいろなことも含めて生命のことを考えないと、短兵急に「生命が大事なのだから大切にしましょう」みたいなことは、若い人に取って全く無力ですね。生命なんかいらないという人が圧倒的に多いです。本当に思っているかどうかは分からないけど、問題を抱えて相談に来る人は圧倒的に死にたいと言って来るので、生命が大事というのはむなしいというのが実感です。
【太田委員長】　その辺りは課題３の部分で、思いとしては大分反映された書き方にはなっているだろうと思います。こういった類の教育をするときに、生命という言葉を使いたくなというのをこの委員会では確認するというようなことでしょうか。生命の安全教育という言葉を市の計画として使う必要があるのかどうかというところは後ほど事務局と確認しつつ、遠藤委員がおっしゃったようなことをメッセージとして込めるという方針でいければと思います。
【巣内委員】　１５ページの１つ目の段落に、「健康課題についてのリテラシーを高め、適切に自己管理を行えるようにしていくことが大切」と書いてありますが、市の方でいろいろな検診を無料で提供していて、自分で健康をすべて管理するのはすごく難しいことですので、「すべての人が医療資源にアクセスできるように」とか、「健康診断等を無償で受けられるように」という感じに変えると、

病を持つことは自己責任ではなく社会的な問題だというところで、これが駄目ということではないのですが。私もつい最近、市の子宮がん検診を受けました。私は非正規労働者で自営業者なので、意識しないと健康診断を受けられません。市がやってくださるということで、受けられています。

今調べたのですが、健康診断の受診率はジェンダーや雇用形態によって変わっていて、正規職員であれば男女ともに受診率は８割を超えているのですが、専業主婦や非正規労働者、自営業者だと、受診率が下がってくるのですね。どうして健康診断を受けないのかという政府の調査を見ていたら、あまり関心がないという人もいれば、お金がないからとか時間がないからという理由で受けられないという方もいます。

国立市の場合、市報でも検診の情報をすごく発信してくださっていますし、実際にいろいろな検診を受けられるので、自己管理というよりは、皆が医療や検診にアクセスできるように、それによって健康な生活が送れるようにと転換をできるといいかなと思いました。

【太田委員長】　今ご提案いただいたような形で修正するという方針でよろしいかと思います。皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。となると、例えば、「健康課題についてのリテラシーを高めるとともに、医療サービスへのアクセスを改善していくことが大切です」といった文面になるかなと思います。そういった方向で修正ということでよろしいでしょうか。

前回からの修正について今の時点でご意見がなければ、全体についてお気づきのところやさらなる修正のご提案をお出しいただけますでしょうか。事務局から補足があればお願いします。

【事務局】　性犯罪・性暴力対策の教育については、文部科学省の方で生命の安全教育という言い方を使っていますが、国立市では生命の安全教育という言い方を教育の現場で用いていないようです。この修正の趣旨としては、総務文教委員会で生命の安全教育を計画に盛り込んで欲しいというご意見があり、内容として元々入っていたものを文言で明確にしただけですので、文言として入れなくてもいいと言えばいいと思います。

似たような言葉として、「助産師によるいのちの授業」があります。こちらは教育の現場でも「いのちの授業」という言い方を使っています。数年前に始まったのですが、保健の授業の一環として助産師の方に来ていただいて、生命の誕生や自身の体のことに関する授業で、生命の安全教育とは別のものです。性犯罪・性暴力対策の教育については、１コマあるような授業ではなくて、いろいろな教科の中で教えていくことになっていますが、いのちの授業は１コマの授業として行う形です。

あと、最終評価答申では、包括的性教育について盛り込んで欲しいという提言をいただいていますが、担当課回答では「包括的性教育の中には、学習指導要領に取り扱わないこととされている内容もあるため、すべてを学校教育で実施することは難しい」ということで、教育指導支援課との協議で、素案の時点では包括的性教育という文言を用いずに、主な取組①で「性に関する包括的な教育」という文言にとどめています。その後の協議では、包括的性教育とそのまま言うと、すべてを教えられるわけではないけれども、「包括的性教育の考え方に基づいて」といったニュアンスであれば、計画に盛り込むことは可能であるというところです。

一方で包括的性教育といったときに、では教育の方で具体的にあと何を教えればいいのですかと。性的指向・性自認のことはやっていて、いのちの授業もやっていて、あと具体的に先生に何を求めるのですかと。学習指導要領で歯止め規定のある部分についてはその通りなので、先生の負担が増えないでできればというところです。

【太田委員長】　表現に工夫が必要だけれども、計画の中に包括的性教育という言葉を入れることは

できるということと、学校だけでは難しいという意見が出されていると。この１１ページ辺りをどうするかですが、取組内容の「性に関する包括的な教育を発達段階に応じて実施する」とあるのを若干修正するか、このままでもいいのか。

教育指導支援課からのフィードバックをお聞きした限りでは、この計画の中で学校の先生にこういったことを教えて欲しいとか、こういったスキルを身につけて欲しいみたいなことを書くというよりは、学校でできないこともあるのであれば、学校以外でそれを必要な子どもたちにきちんと届けるような仕組みを、国立市として作るというのもありかなと思います。いずれにしても先ほどの回答というのは、学校現場の多忙さというか、後ろ向きになってしまう理由といったものが透けて見えてせつない気持ちになります。大人向けの性犯罪防止の啓発というのも含めて、１２ページに何かしら今の点に関わることを書き足せるといいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【本田貴子副委員長】　先程からの話と同じようなことが２０ページと２１ページにも出ています。２０ページの方は、東京都が加害者プログラムを実施していて、今後このようなプログラムについて国立市もアプローチ方法を検討する必要があると書いてあるのですが、２１ページの方では「加害者への適切なアプローチ方法については、東京都の対応状況等を踏まえて検討していきます」となっていて、喫緊の課題ではないような話ぶりに変わっている気がするので、もう少し前向きに検討するような感じで書けたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【太田委員長】　２１ページの文章を修正するということが考えられますか。

【本田貴子副委員長】　そうですね。このままだと、「今後検討していきます」という緩い感じに思えてしまうので。

【太田委員長】　「検討していきます」ではなくて「検討します」みたいな方が、意思が感じられるというか。

【本田貴子副委員長】　喫緊の課題としてみたいな。

【太田委員長】　「検討していきます」ではなくて「検討します」でよろしいですか。わずかな修正になりますが修正ということで。加害者へのアプローチ方法については、２０ページ、２１ページにあるわけですが、加害者にさせないためのアプローチという点では１２ページということになりますでしょうか。

包括的性教育という言葉は、基本的には学校教育のプログラムを想定して使われている言葉だと思うのですが、それを大人世代に広げてもいいわけなので、地域における意識啓発においても「包括的性教育の考え方を踏まえて、幅広く性暴力・ハラスメントの防止なども含めた啓発を進めます」というようなことを、盛り込めるといいのかなと思います。学校では実施が難しい教育内容について、学校以外の場で提供するといったことを進めたいということも、ぜひ入れたいなという気がします。歯止め規定で教えられないようになっているものや、学校の先生方が得意とはしないようなお話など、助産師によるいのちの授業もそうだと思うのですが、もっと学校以外の地域のリソースも活用しながら、子どもも大人も含めて幅広く意識啓発をするということが、盛り込めるといいのかなという気がします。いかがでしょうか。

【山下委員】　何を教えればいいのか教えてくれということが結構ショックです。というのも、子どもたちを教える立場の先生方も、皆が性とかジェンダーに関して当事者で、先生たちも職場としての学校の中や家庭や地域の中で、あれこれジェンダー平等になっているのかなとか、疑問とかおかしさを感じて変えていかないといけない。子どもたちにそういう社会を引き継がせないようにするにはど

うすればいいか、それぞれの教科や立場から子どもたちにどういうメッセージを出していこうかと、自主的に考えていただけないのかというのが疑問です。計画に教職員の理解促進が入っているのですが、それはセクシュアル・マイノリティの知識が足りなかったときとかに、伝えないといけないというのもあるでしょうが。

学校だけが特殊というか、学校の先生は他の市から移ってきてまたどこかに移っていかれたりするし、教育指導要領の制限もあるけれどもその中で柔軟にやるとか、授業以外の学校生活の場でというのは繰り返し申し上げるところですが、その辺りのコミュニケーションがうまくいっていないのをどうすればいいのかと感じています。

今調べてみると、生命の安全教育というネーミングに対しても、どういう議論の結果こうなって、それに批判があったみたいなこともあって、包括的性教育という言葉を避けているのと、多分背景が一緒なのだろうというところですが、中身の方が問題というか、どういうメッセージを先生方が子どもたちに伝えていくかとか、子どもたちと一緒に考えていくかという姿勢を持ってもらいたいです。それをこの５年間でどういうふうにしていけるだろうかと。

授業や学校現場以外で子どもたちに伝えていくのもやりつつ、学校でもジェンダー平等の意識を伝えていくのですと。国として学習指導要領で統一してやるのとは別に市としてやるというのを、もう少し前向きに教育指導支援課でもやっていただきたいし、教育委員会の人たちはどう思っているのだろうと思いました。

【太田委員長】　学校教育に関わる部分は前期の委員会でもかなり議論しましたが、壁が高いというか大きな課題なのだろうと思います。パラソルが力を入れて出張授業をやっていただいていたり、私もつい最近市内の私立中学校で全６回のジェンダー教育のプログラムにお手伝いさせていただいたりして、先生たちの中から必要だという声が上がっていくと、一気に変わっていくのかなと感じています。主な取組③にある教職員の理解促進を地道にやっていって、先ほどのような応答が５年後に返ってこないようにするというのが目標かなと思います。

それをするためにも計画にどんな表現で何を盛り込むのかとても大事だと思うので、仮に強い反発があろうとも、市としてこれだけは絶対に目指したいということをお伝えしていく必要があるのかなと思います。１１ページと１２ページですが、今話に出たような流れで文言の調整や追加をできればと思います。この辺は事務局と相談させていただければと思います。

【吉川委員】　ずっと言語化ができずにいたところなのですが、３１ページの若年層支援の充実のところで、当事者ｏｒＮＯＴ当事者っていう印象があります。多様だという性の中には、ほぼほぼマジョリティだけれども一部マイノリティかもしれないぐらいの不安とか皆と違うとか、それでもいいらしいけどとかあると思います。それを包括するような書き方にすると良いのかなと思います。「若年層の当事者が自分らしく安心して」というと、自分自身が当事者であるという決断やカテゴライズができた人という印象があります。そうではないところがリアルな悩みではないかなと思ったので、「当事者もしくは当事者かもしれないという悩みがあり」とかにすると良いのかなと思いました。

【太田委員長】　例えば「若年層の当事者が自分らしく安心して」を、「性的指向や性自認にかかわらず」とか「性の多様なあり方を踏まえて」みたいな表現に、１つ１つ当事者というところを置き換えていくといかがでしょうか。そうすると焦点がぼやけてしまって、よくないというようなところもあるのかなと思いますが。

【吉川委員】　当事者感というのは当事者が持っているものだと思うので、細かく言う方が自分自身

の話として捉えやすいのではないかと思います。そういう書き方をすることで、当事者ｏｒＮＯＴ当事者というものでもないのだという、読み手の啓発にもなっていけばよいと。

【太田委員長】　施策（１２）では具体的に様々な困難の解消となっているので、当事者の方が具体的に何に困っているのかに焦点を当てる内容になるわけです。３１ページの方は自分らしく安心してというところなので、当事者と強調する必要もないのかなと思い、３１ページを中心に主語を工夫してみるというのでいかがでしょうか。ただそうは言っても、交流の場づくりは当事者同士というところが重要ですよね。

【吉川委員】　交流の場づくりに関しては、にじーずさんの取組でも「当事者もしくは当事者かもしれない人」という書き方を採用しています。

【太田委員長】　「若年層の性的マイノリティ当事者もしくは当事者かもしれない者同士が安心して交流できる場」とすると。少し長くなりますがよろしいでしょうか。

【山下委員】　主な取組㉚やその上のリード文も平仄を合わせるのかなと思います。

【太田委員長】　２９ページの文章もそうですね。

【山下委員】　一方でにじーずさんは、子どもたちに呼びかけているので「かもしれない」という言い方が自分も含むと受けとめやすいから、その表現になっているのかなと思いつつ、市の計画としては別の表現もありうるのかなと。ただ、少なくとも当事者といって自分で確定している人だけが対象だと思われないような言い方を、１つ１つ丁寧にできればいいというところは賛成です。

【太田委員長】　当事者という言葉を使わずに、「性自認や性的指向に関して悩みを抱えている人」や「困難を感じている人」という表現にするとどうでしょう。でも困難を抱えてない人にもぜひ交流の場には来ていただきたいですよね。交流の場づくりについては、にじーずさんの取組がダイレクトに反映されているので、当事者かもしれないという表現をそのまま使うのもありかなという気もします。１か所に入っていると他の部分の表現のニュアンスも和らぐのかなと。

最初のリード文は「すべての人が性的指向や性自認にかかわらず」というようにしたいという気がします。そこは修正ということでよろしいでしょうか。

その他の部分はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。次回でほぼ完成形を確認していただき、２月の下旬には答申という形になります。次回で最後の仕上げということで、それまでにお気づきの点がありましたら、早めにお知らせいただけると助かります。次回のこの場で修正をとなっても、若干の修正ぐらいは可能だと思うのですが、文章を大幅に練り直すのは少し難しいかもしれませんので何かあればお早めにお願いします。

【事務局】　性的マイノリティ当事者という文言は、当事者かもしれないという方が含まれるような書きぶりにするということですが、一般的に性的マイノリティというと、性的指向・性自認が固まらず曖昧な状態の人を指すクエスチョニングも含むような定義かと思います。例えば多様な性のあり方のコラムで、性的マイノリティの定義の仕方を工夫するのもあり得るかなと思います。

【太田委員長】　おそらく性的マイノリティという言葉自体にはさほど違和感はなく、当事者という言葉にやや引っかかるというところだと思います。修正箇所としては３１ページのリード文の冒頭の「若年層の当事者が」というところを、「すべての子ども若者が、性的指向や性自認にかかわらず」と修正するのと、主な取組㉛を「若年層の性的マイノリティ当事者もしくは当事者かも知れない者同士が」とするという、その２ヶ所かと思います。

【事務局】　主な取組㉛で性的マイノリティ当事者という文言があります。性的マイノリティに、か

もしれないというクエスチョニングが含まれるとすると、かもしれない方も含めて性的マイノリティ当事者となります。性的マイノリティ当事者かもしれないとすると、意味の重複といいますか、クエスチョニングが性的マイノリティに含まれていないように読めるかなと思います。にじーずでは「ＬＧＢＴ（かもしれない）」という言い方をしていて、ＬＧＢＴというのはよく聞く言葉で、ＬＧＢＴに当てはまるか分からないけどクエスチョニングといっても分からないので、そういう表現をされているのかなと思います。

【遠藤委員】　当事者という言葉はかなり具体性があって、性的マイノリティという言い方は匿名性が高くて範囲が広い。ＤＶ被害者もそうですが、ＤＶ被害を受けている人たちという形ではなくて、ＤＶ被害を受けていると特定できる当事者としてイメージされるので、その人自身もそうだし、周りの受けとめ方も当事者ねと。これを読んだ人が何か相談したいと困ったときに、当事者と言われるのかと思って、相談したものかどうかみたいな。自覚して当事者ですと言わないと、相談に乗ってもらえないのではないかと思うかなと。言葉遣いとして当事者の中にクエスチョニングの方も含まれるという解釈はできるかもしれないけど、言葉の受け取り方として当事者という言葉は強いという気がします。当事者という言葉を使うのなら、ここで言う当事者は自認している人だけでなく、そういう悩みを持った人も含めているというような注釈があればいいのかなという気もしますが。

【山下委員】　３０ページの性のあり方の説明ところに、「かもしれない」がはっきり入っていないのもあって、当事者という言葉でクエスチョニングも含めるのであれば、コラムの中に説明を加えつつ、３１ページでも当事者（かもしれない人も含む）というニュアンスを入れて、注釈をつけて左も読んでくださいと書くとか、丁寧に説明してあげると分かりやすくなるかなと思いました。

【太田委員長】　当事者という言葉が最初に登場するのは２９ページなので、ここに注釈として「クエスチョニングも含みます」と入れれば、全体としては少し和らぐかもしれないと思いつつ、当事者と連発されることと、表現の強さみたいなものもありますので、「かもしれない」というのをあえて挟んで和らげるというのはありかなと。市の計画ですので、必ずしもクエスチョニングの意味が分からないという方でも、「かもしれない」という柔らかい表現が含まれることで、イメージしやすくなるかもしません。かもしれない人も想定して計画を立てているというところを、意識してもらえるようにできるといいと思いますので、３１ページの２ヶ所は先ほどの修正案を生かして、２９ページには「当事者とは」という注釈をつけるということになろうかと思います。

【齋藤真希委員】　多様な性のあり方のところで、ノンバイナリーが入っていないのですが、入れた方が良いですかね。

【太田委員長】　読み取れなくはない気がします。逆にノンバイナリーという言葉を入れることで、さらに疑問が増えたり、アセクシュアルが入っていないとか、いろいろ出てきたり。「シスジェンダー、ヘテロセクシュアルにあてはまらない様々な」と包括的にあって、代表的なところでＬ・Ｇ・Ｂ・Ｔがカタカナで入っているというところが妥当なところかなという気もします。

【齋藤真希委員】　皆さんの目で見て、ちゃんと入っている感じならいいと思います。

【太田委員長】　ただクエスチョニングについては、読み取りにくいかもしれませんので、決められていない、決めたくない、固まっていないという状態の人も含まれますと。

【山下委員】　ノンバイナリーとかパンセクシュアルとか次々に出てきて、全部を包括するのは難しいとなってＳＯＧＩになったのだと思うので、ここの説明でもＳＯＧＩになっていて、「トランスジェンダーなど」と、「など」に入れてあるのかなと。カテゴリーができて言葉が与えられることでア

イデンティファイされる人はそれでいいのですが、ノンバイナリーとかパンセクシュアルというカテゴライズで自分はそうだと思った人と、自分は何だかわからないとか揺れている人というのは、当事者というところの感覚というか次元が違って、若年層で揺れていたり悩んでいたりする方への支援が必要ということに繋がるので、その１つだけは入れたほうがいいかなと思います。

【太田委員長】　２９ページに注釈を入れ、３０ページのコラムにクエスチョニングについての説明を入れ、３１ページは先ほどの２か所を修正ということで。

事務局から次回に向けてのご連絡をお願いします。

【事務局】　次回委員会は２月１３日火曜日、５時から第１・第２会議室で行います。答申日は２月末頃を予定していますが、後日調整させていただきます。

【太田委員長】　修正等お気づきの点がありましたら、いつものようにお早めに事務局宛にお知らせいただければ、次回の素案に反映される、或いは議題になるという形です。

【事務局】　概ね１月中に出していただければと思います。

【太田委員長】　本日も遅くまでありがとうございました。これで終了いたします。

―― 了 ――